

議長（福田会長）

会議資料３ページの議案第 28 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

産業専門部会長の沼尾でございます。合併協定項目の議案を説明いたします前に、お手元に配布してございます参考資料１ページをご覧くださいと存じます。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、６番の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、１１番の特別職の身分の取扱い、次ページの 18 番の町名・字名の取扱い、さらに 20 番の各種事務事業の取扱いのうち社会福祉・援護関係事業の取扱い、高齢者福祉関係事業の取扱い、建設関係事業の取扱い、都市計画関係事業の取扱い、水道関係事業の取扱い、下水道関係事業の取扱いの 6 項目、合計で 9 項目をご審議いただくものでございます。

なお、承認済みの協定項目は、先ほどの会長からのご報告のとおり、これまで 17 項目でございます。

それでは、議案第 28 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明いたします。会議資料３ページにお戻りいただきたいと思います。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおりとする。

１．上三川町、上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。

２．上三川町、上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上三川町は 12 人、上河内町は 6 人、河内町は 6 人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

３．合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40 人とする。

４．合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に 3 選挙区、上三川町、上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区、合計で 6 選挙区を設ける。また、選挙区ごとの定数は農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定めることといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料３ページをご覧くださいと思います。

中段以降に基礎データとして、１市３町の農家戸数、農業委員及び選挙区数等の現状が記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、４ページをお開きください。

一番左の表が現行の農業委員の数であり、各市町の委員数につきましては、記載のとおり、選挙委員の合計が 71 人、選任委員の合計が 21 人、合わせて 92 人であります。農

業委員会の設置につきましては、合併に際して新市に1つの農業委員会を置く場合、旧市町の区域ごとに農業委員会を置く場合、さらに、旧市町の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合がございます。

その右側の一番上の1つの農業委員会を置く場合には、原則、宇都宮市の農業委員のみが在任し、3町の農業委員はすべて失職ということになります。しかしながら、その下の2段目に記載してあります合併特例法を適用した場合、選任委員については特例の適用はありませんが、3町の選挙委員は協議で定めた40人以内に限り引き続き宇都宮市の委員の任期まで在任することができるというものでございます。

次に、旧市町の区域ごとに農業委員会を置く場合であります、この場合は、現在の農業委員は全員引き続き在任することになります。

最下段でございますが、旧市町の区域によらないで複数の農業委員会を置く場合がございます。

以上、合併に際しましては3つの形態が考えられますが、本議案においては、上から2つ目の表、新市には1つの農業委員会を置き、合併特例法を適用して上三川町は12人、上河内町は6人、河内町は6人の選挙委員に限り適用期限であります平成17年7月19日まで在任するというものでございます。

次に、図の右側の特例期間後の農業委員の定数の扱いでございますが、上の表は、1つの農業委員会とした場合、農業委員の合計は47人以内となります。また、下の表は、旧市町ごとの区域ごとの農業委員会を置いた場合で、合計は99人以内となります。本議案におきましては上の表を適用し、合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は40人とするものであります。

なお、5ページには先進市の事例を、6ページ以降については関係法令を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（福田会長）

議案第28号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

宇都宮市が37名、上三川町12名、上河内町6名、河内町6名、合わせて61名ということですね。

事務局（坂巻農業委員会事務局長）

現在、1市3町で、資料のように92人の農業委員がおりますが、この本議案を適用した場合には、合併特例期間中につきましては、宇都宮市が37名、3町選挙委員が24名ということになりますので、おっしゃるように、合計で61名という形になるところでございます。

議長（福田会長）

平成 17 年 7 月の選挙で法律に基づいて 47 名の定数に戻すということですね。

事務局（坂巻農業委員会事務局長）

はい。そのような形でございます。

議長（福田会長）

次の任期であります平成 17 年 7 月まで特例で 61 名、そして、選挙で法定数に減員するというので臨みたいということでございます。ご意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 28 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 28 号は原案のとおり決定といたします。